

国の補正予算成立後

新型コロナウイルス感染症で深刻な影響を受けている中小事業者の皆様へ
『持続化給付金』 が受けられます

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える
『持続化給付金』が、国（経済産業省）から支給されます。

- ★ 簡単な手続きで早期の申請が可能です！
- ★ 県では、事業者の皆様が速やかに給付を受けられるよう、各商工団体と連携して、申請のサポートを行います！
- ★ 下記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

給付額（上限）

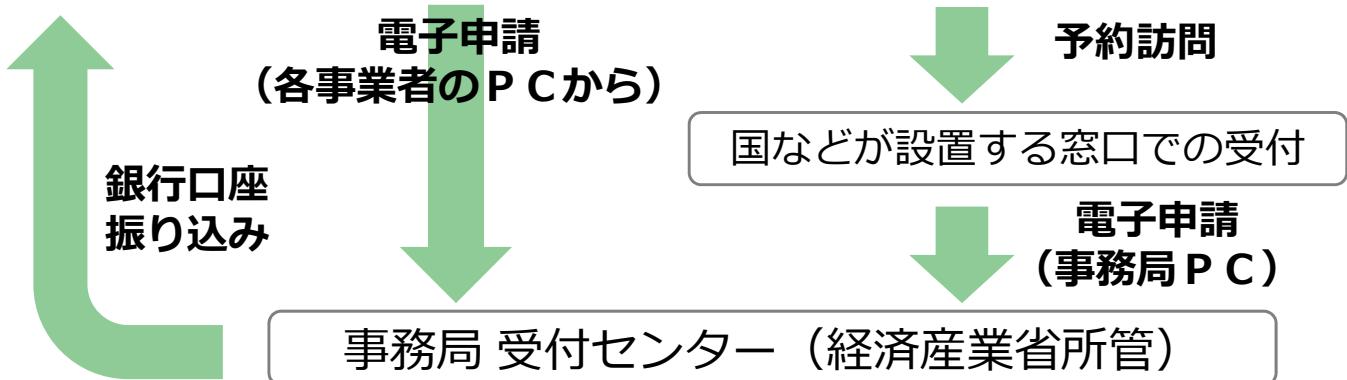
法人 **200万円**、個人事業者 **100万円**

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）—（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）
※ 昨年創業した方などに合った対応も検討されています。

申請から支給までの流れ

中小事業者・個人事業者



※申請に必要な事項の詳細については、国の発表があり次第、速やかにお知らせします。

お問い合わせ・相談のための専門ダイヤルを開設しました。

山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル

（山梨県産業労働部産業政策課内）

055-223-1321

平日・休日8:30～19:00